

広島県選挙管理委員会告示第三十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十三年四月一日以降、政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
愛・ひろしま	真崎 浩	原田 幸男	広島市安佐南区大町西一―一二
今村よしてる後援会	行友 勉	井川 誠三	安芸高田市甲田町高田原一〇一〇番地
岡本敏博後援会	井迫 節郎	石田 芳一	佐伯郡佐伯町浅原一八二二
川元康裕後援会	川元 康裕	江藤 靖志	広島市安佐南区中筋一丁目九番六号
閑田だいすけ後援会	渡辺 和良	松岡 武夫	豊田郡大崎上島町中野一八一三番地二
小坂一雄後援会	小坂 茂春	岡野 久	山県郡安芸太田町下殿河内七〇八―二
施政研究会	柳楽 寿	柳楽 美由記	広島市中区小網町三―一
杉井弘文後援会	石井 泰行	蓮池 康彦	東広島市西条町西条三二六番地の一
竹丸学後援会	上本 光秋	竹丸 美智子	山県郡北広島町中原七六二番
田中幹也後援会	田中 幹也	田中 寿子	呉市広石内四―三―二三
新田篤実後援会	今井 誠則	横田 忠義	広島市中区小町二番二三号
花野伸二後援会	花野 伸二	花野 つづみ	江田島市江田島町切串三丁目二番三二号
福山の市政を糾す会	下宮 六郎	下宮 忠七	福山市沖野上町四丁目一六番五号
藤本てつとし後援会	藤本 哲智	吉田 浩	安芸郡熊野町二番地の五九九
増元正信後援会	加藤 英伸	菅野 康男	安芸高田市美土里町北四六八九番地
やすい牧後援会	本西 文雄	山田 真理子	広島市西区井口台三丁目三七―三